

令和6年度スマートハウス普及促進事業実施業務仕様書

1 委託業務の目的

- 広島県では、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要がある。
- 住宅については、2025年度に全ての新築住宅に省エネ基準が義務化される一方で、既存住宅について断熱改修等の促進が重要となっている。
- また、国によって補助制度が整備されているものの、中小規模の工務店は人的資源等が限られており、「補助制度を十分認知していない」「制度を認知していても、営業等に活用するノウハウがない」等の事情を有している。
- そこで、既存住宅の断熱改修をメインターゲットとして、国の補助制度などについて、整理した上で分かりやすく情報発信するとともに、工務店等に対して国庫補助を活用した営業モデル等を啓発することにより、住宅の省エネ化を図る。

2 委託業務の概要

- (1) 断熱改修に係る情報整理
- (2) 断熱改修に係る補助金情報の整理
- (3) 県ホームページの作成
- (4) イベント出展
- (5) セミナー開催
- (6) その他これに付随する業務

3 委託業務の内容

(1) 断熱改修に係る情報整理

- 断熱改修のメリットを整理する。文献や専門家の意見等を引用し、精査して、県民にPRできるように取りまとめる。
- 断熱改修に取り組んでいる建築業者や建材メーカー等10社以上を対象に、断熱改修に係る取組を取材・整理する。取材対象や取材内容については、事前に県に案を提出し、確認した上で実施する。
- また、実例やモデルケースの試算などにより、できるだけ定量化して、特にコストや断熱効果、工期は、工事の部位別（屋根・天井、壁、窓、床等）に詳しく調査する。
- 整理した情報は(3)～(5)の業務において適宜活用することとする。

(2) 断熱改修に係る補助金情報の整理

- 令和6年5月末までを目途に、断熱改修に係る国の補助金情報を整理するとともに、インターネット情報などから、広島県内市町の情報も一緒に整理する。
- 募集時期、採択時期や補助事業実施時期などについても整理しておく（継続事業の場合は過年度分も含む）。
- 整理した情報は(3)～(5)の業務において適宜活用することとする。

(3) 県ホームページの作成

- (1)～(2)の情報を活用し、断熱改修のメリット等を分かりやすく県民に伝えるため、令和6年6月末までを目途に、県ホームページ（案）を作成する。消費者向けと事業者向けを分けて作成することとし、ソフトはワードを使用する。

- まとめページや目次、図表やイラストを使用し、分かりやすいように工夫したものをとする。また、令和6年9月末までを目途に、PDFファイルで電子チラシや電子パンフレットも作成し、プリントアウトしやすいようにしておくこと。電子チラシ等の分量目安は、補助金に係る電子チラシ：A4サイズ2ページ分、電子パンフレット：A4サイズ8ページ分程度を想定しているが、県と協議の上進めていくこととする。
- 県ホームページ（案）等は、公開後も情報を更新しやすい構成で作成すること。
- なお、ホームページ自体は、案をもとに県において作成する。

(4) イベント出展

- イベントに出展し、県民を対象に断熱改修のメリット（CO₂削減、快適性向上、健康維持、経済性など）を訴求するための展示を行う。
- 出展するイベントは、県や市町の環境イベントや住宅イベントなどが考えられるが、効率的に普及啓発効果が期待できる場と展示方法等をあらかじめ複数検討し、2回以上を提案の上実施する。なお、住宅展示場におけるイベントは選定しないこととする。
- 展示は、掲示物だけでなく、体験型のものを取り入れることとし、例えば断熱効果を類似体験するための模擬品を県にあらかじめ提案した上で作製し、活用すること。なお、作製に係る費用は委託費に含まれるものとする。
- 作製したものについて、データがある場合は、県に提供し、本業務終了後も県が活用することができるようにする。

(5) セミナー開催

- 工務店等を対象に、断熱改修に係る国の補助制度の活用促進及び断熱改修の提案力向上のためのセミナーを行う。なお、業界団体の会合などを活用させてもらい、セミナーを行うことも可能とする。
- セミナーの内容等の企画、業界団体や講師との調整、問合せ対応、事前準備から当日の対応を含めた一切の業務を行う。
- 次の事項を踏まえ補助金の活用経験のない事業者でも、習得しやすい内容とする。
 - ・補助金の申請手順、補助要件や活用事例を分かりやすく説明する。
 - ・断熱改修のメリット等を顧客に訴求するポイント等について、具体的に説明する。
- 開催回数は年3回以上とし、県内2市町以上で実施する。
- 開催時期は、国補助制度の運用状況を踏まえて、適切な時期を提案すること。
- 開催方法は、対面形式またはハイブリッド（対面形式とオンラインの併用）とする。
- 講師は、関連事業を所管する省庁や関連補助金の執行団体、断熱改修に係る専門的な知識や技術、経験等を有する専門家などから選定することとし、事前に講師リストの案を作成すること。
- 時間は調整の上決定するが、目安は2時間～3時間程度とする。
- セミナーの開催について、県内工務店等に対し効果的な周知を行い、集客に努める。セミナー全体の集客目標は120社とする。
- 今後の事業の参考にするため、受講者に対してアンケートを実施する。
- また、本業務全体を通じ、どれだけ断熱改修の施工に繋がったかを把握できるように、工務店等に協力を求めた上で、施工件数等に係る調査を行うこと。

(6) その他これに付随する業務

- これらの業務に係る県からの専門的な質問等について、文献や専門家意見聴取などにより、随時調査し、回答する。質問後、回答はなるべく早い方が好ましいが、少なくとも、おおむね1週間以内に状況を報告する。

4 業務の進め方

- 業務開始時には、具体的な計画とスケジュールを県に提示する。その際、公募型プロポーザルにおいて提案した内容を漏れなく盛り込み、実行することとする。
- 業務の詳細に係る広島県との打合せ協議を、毎月1回以上実施する。
- 県と必要な調整をしながら、令和7年3月21日（金）までにすべての業務を終了し、全体の事業完了報告書及び広報物（A4版印刷物2部及び電子データ（ワード又はエクセルデータ））並びに本業務における作製物を提出すること。また、県の求めに応じて、随時進捗状況に応じた報告を行うこと。
- 本事業のほか、広島県及び広島県が参画する団体が実施する住宅リフォームに関連する取組がある場合は協力・連携を図ること。

5 スケジュール（案）

内容	令和6年			令和7年
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
(1) 断熱改修に係る基本情報整理業務	←————→			
(2) 断熱改修に係る補助金情報の整理	(追加情報等があれば随時)			←-----→
(3) 県ホームページの作成	(追加情報等があれば随時)			←-----→
(4) イベント出展	(準備等) ←-----→	●県環境イベント予定（参考）		
(5) セミナー開催 ※あくまで一例であり、効果的に実施できると考えられる時期・回数を提案すること。	(準備等) ←-----→	●第1回 ●第2回 ●第3回	←-----→	
(6) その他これに付随する業務	(随時)			←-----→